

## 平成30年度 第4回

# 革新的事業展開設備投資支援事業 募集要項

### ○ 申請予約期間（ホームページ）

本助成金を申請するためには事前の予約が必要です。

公社ホームページよりお申し込みください。

URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

平成30年10月29日（月）～ 平成30年11月12日（月）17時まで

### ○ 申請書類提出期間（持参）

公社が指定する日時に、受付会場まで申請書類一式をお持ちください。

平成30年11月19日（月）～ 平成30年11月28日（水）

#### 【受付会場】

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
(東京都千代田区神田佐久間町1-9)

#### 【お問い合わせ】



企画管理部 設備支援課

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局 秋葉原庁舎

TEL : 03-3251-7884

URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

## 目 次

1 事業目的.....	1
2 事業内容.....	1
3 申請資格の要件.....	3
4 助成対象事業.....	5
5 助成対象経費.....	9
6 機械設備設置場所.....	12
7 申請書の作成及び提出.....	12
8 現地調査.....	13
9 審査.....	13
10 助成事業を実施するための注意事項 .....	14
1 1 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還 .....	15
1 2 助成金交付後の注意事項.....	16
1 3 よくあるご質問.....	18
1 4 申請書類一覧.....	22
1 5 申請前確認書.....	25
1 6 申請書記載例.....	26
1 7 推奨見積書.....	44
1 8 見積限定理由書.....	45
1 9 小規模企業者に該当することの確認書 .....	46
2 0 日本標準産業分類及び中小企業者の範囲 .....	49

## 1 事業目的

本事業は、現状に満足することなく果敢に挑戦する中小企業等が、更なる発展に向けた競争力の強化、成長産業分野への参入、IoT・ロボット活用を目指す際に必要となる最新機械設備を新たに購入するための経費の一部を助成します。これにより、都内中小企業の自ら稼ぐ力を強化し、新たな事業展開の実現へと導くとともに、都内産業が2020年以降においても活力ある持続的発展を維持することを目的としています。

## 2 事業内容

更なる発展に向けた競争力強化、成長産業分野への参入、IoT・ロボット活用を行う都内中小企業者等に対し、必要となる最新機械設備の購入経費の一部を助成します。

### (1) 基準日

第4回募集の基準日は、**平成30年10月1日**となります。

### (2) 助成対象期間

交付決定日の翌月1日から1年間

※ 交付決定日とは、採択者に「交付決定通知書」が交付された日となります。

※ 第4回募集の助成対象期間は、平成31年4月1日～最長平成32年3月31日です。

### (3) 助成率・助成限度額

事業区分		申請者区分	助成率	助成限度額	助成下限額
I 競争力強化	中小企業者	A	1/2以内	1億円	100万円
	小規模企業者	B	2/3以内	3千万円	
II 成長産業分野		C	2/3以内	1億円	
III IoT・ロボット活用		D	2/3以内	1億円	

※ 小規模企業者の方が、申請者区分Aで申請することも可能です。ただし、申請時に選択した申請者区分を申請後に変更することはできません。

(小規模企業者については、「3 申請資格の要件」を参照)

#### (4) 第4回募集のスケジュール

申請状況等により、日程を変更する場合があります。

最新の情報は、公社ホームページをご確認ください。

「申請書類提出」には事前の予約が必要です。公社ホームページよりお申し込みください。

項目	時期	備考
1 申請者説明会の予約	9月19日から	公社ホームページよりお申込み
2 申請者説明会	10月12日から10月18日	
3 申請予約	10月29日から11月12日	公社ホームページよりお申込み
4 申請書類提出	11月19日から11月28日	公社指定日時に、受付会場まで申請書類一式を持参
5 審査	12月上旬から3月上旬	一次審査（書類） 二次審査（面接・書類） 現地調査 総合審査
6 助成対象事業者決定	3月中旬	結果通知送付
7 事務手続き説明会	3月下旬	交付決定通知書交付
8 完了報告	助成事業完了後	完了報告書を提出
9 完了検査	完了検査から助成金交付まで、約2ヶ月	
10 助成金確定		
11 助成金交付		
12 事業化状況報告書	事業完了後、翌年度以降5年間	

### 3 申請資格の要件

申請にあたっては、以下の（1）及び（2）の要件を満たす必要があります。

（1） 次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア 中小企業者<sup>\*1</sup>（会社及び個人事業者）

イ 中小企業団体等<sup>\*2</sup>

※1 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定されている以下に該当するもののうち、大企業<sup>\*3</sup>が実質的に経営に参画<sup>\*4</sup>していないものをいう。

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 <sup>*5</sup>	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業 <sup>*5</sup>	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※2 中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）

又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの

※3 大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※4 大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は社員が兼務している場合
- ・ 大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる場合

※5 ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、本助成金では「3億円以下又は300人以下」の扱いとなります。

★ 小規模企業者とは、前記の中小企業者のうち、基準日現在で以下に該当するもの（中小企業基本法第2条第5項及び労働基準法第20条）。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業種	常用従業員数
製造業・その他	20人以下
商業 <sup>*6</sup> ・サービス業	5人以下

※6 「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

(2) 次のアからキまでのすべてに該当していること

ア 都内で継続的に事業を行っていること

- (ア) 基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店または支店があること。ただし、都外に設置の場合は、都内に本店があること（個人においては基準日現在で、東京都内に開業届出があること）

(イ) 基準日現在で、東京都内事業所で継続的に2年以上事業を行っていること

(ウ) 本助成事業の成果を、都内で引き続き活用し続ける予定があること

※ (ア)、(イ) の確認のため、法人の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び都税事務所発行の2期分の納税証明書、個人事業者の場合は、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び都税事務所発行の2期分の納税証明書（非課税の場合の提出書類は、申請書類一覧をご参照ください）が提出が必要です。

※ 継続的に事業を行っていることとは

単に登記や建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

イ 東京都に納税し、かつ税金等の滞納がないこと

(ア) 法人事業税及び法人都民税等を滞納していないこと

※ 都税事務所等との協議のもと、分納している期間中も申請できません。

(イ) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

ウ 同一年度、同一テーマ、同一内容等で助成を受けていないこと

(ア) 本助成事業の同一回の申請は、一企業一申請に限ること

(イ) 革新的事業展開設備投資支援事業の採択案件が、基準日現在で確定していること

※ 「確定していること」とは、採択されている（交付決定通知書）ことではなく、「助成額の確定通知書を受けていること」が必要です。

(ウ) 同一テーマ、同一内容、同一機械設備で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと

(エ) 同一テーマ、同一内容、同一機械設備で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと

エ 過去の助成事業において、事故がなく、報告書等を期日までに提出していること

(ア) 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

(イ) 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、助成金交付後、所定年数の継続的提出を義務付けられている「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること

オ 事業の継続に問題がないこと

(ア) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと

(イ) 会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと

カ 法令等を遵守していること

(ア) 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得すること

(イ) 関係法令を遵守すること

キ 助成金申請者、設備購入先等の関係者が以下に該当しないこと

(ア) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者

(イ) 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公社が公的資金の助成先として社会通念上適切ではないと判断するもの

#### 4 助成対象事業

助成対象事業は、I～IIIのいずれかに合致する必要があります。

I 競争力強化 更なる発展に向けて競争力強化を目指した事業展開に必要となる最新機械設備を新たに購入する事業

II 成長産業分野 成長産業分野の「支援テーマ」に合致した事業を展開するために必要となる最新機械設備を新たに購入する事業

※ 「支援テーマ」の詳細については、〔成長産業分野の支援テーマ〕をご参照いただき、いずれか1つを選択してください。

III IoT・ロボット活用 更なる発展に向けて「生産性向上」を目指した事業展開に必要となる最新機械設備を新たに購入する事業

※ 「IoT化」、「ロボット導入」のいずれか1つを選択してください。

※ 従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）を3～5年後の間のいずれかで年率3%以上向上させる計画であることが必要です。

	「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」の伸び率
4期目（3年後）	9%以上
5期目（4年後）	12%以上
6期目（5年後）	15%以上

## [ I 競争力強化の事業例]

例示以外の事業も対象となります。

事業例
※例示以外も対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品、技術の品質向上、信頼性確保</li> <li>・ 特殊素材、難加工、複雑形状への対応</li> <li>・ 自動化・省力化</li> <li>・ 一貫加工の実現</li> <li>・ 短納期への対応</li> <li>・ コストダウン</li> <li>・ 不良率削減</li> <li>・ 増産要請への対応</li> <li>・ 環境対応、法整備対応による取引拡大</li> <li>・ 生産ラインの最適化・見える化</li> <li>・ 24時間稼働、異常・故障等遠隔監視</li> <li>・ 単純作業、過酷労働の代替 等</li> </ul>

## [ II 成長産業分野の支援テーマ]

成長産業分野での申請にあたっては、事業が以下の「支援テーマ」①～⑯のいずれかに該当することが必要です。事業本体が「支援テーマ」①～⑯に合致していれば、例示したもの以外の製品の生産・役務の提供も対象となります。また、構成部品や部材等も対象となります。

※ 製造業以外等で生産に該当しない場合は、支援テーマの「生産」を「販売」や「役務の提供」に読み替えてください。

成長産業分野	支援テーマ ※合致することが必要	事業例	購入機械設備例 ※例示以外も対象
		※例示以外も対象	
医療・健康・福祉	①医療機器等の生産	医療機器（医療器具、手術用具、内視鏡、カテーテル、人工関節等）の生産	レーザー切断加工機、CNCパイプベンダー、3次元測定器
	②創薬、再生医療に関する製品・商品の生産	医薬品の生産、細胞培養・加工受託事業への進出、遺伝子解析装置の生産	充填機、卓上走査電子顕微鏡、分析装置、培養装置
	③スポーツ・健康増進、高齢者等の生活支援、介護負担軽減に関する製品・商品の生産	オーダーメイド福祉用具の生産	3Dプリンター、高速自動裁断機、自動包装装置、UV印刷機

環境・エネルギー	④再生可能エネルギー、省エネルギーに関する製品・商品の生産	燃料電池、蓄電池、断熱材料等の生産	複合マシニングセンタ、自動混合機、分析装置
	⑤資源リサイクルに関する製品・商品の生産	食品廃棄物リサイクル事業への進出 建設廃材再資源化の事業化	リサイクル選別機、粉碎機、圧縮機
	⑥環境汚染防止、環境負荷低減に関する製品・商品の生産	VOC処理装置部品の生産 有害物質測定機器の生産	タレットパンチプレス、CNCパイプベンダー、検査装置
危機管理	⑦防災・減災に関する製品・商品の生産	緊急地震速報受信装置の生産 不燃建材の生産	立型マシニングセンタ、レーザー切断加工機
	⑧防犯対策に関する製品・商品の生産	防犯用センサのメッキ加工	自動メッキライン、マスキング装置
	⑨食の安心・安全に関する製品・商品の生産	異物検査装置の生産	射出成形機、内面研削盤
航空機・宇宙	⑩航空機（部品、装備品等）に関する製品の生産	航空機部品（エンジン部品、油圧機器等）の生産、装備品（座席、ギャレー等）の生産	門型マシニングセンタ、ファイバーレーザー溶接機、射出成形機
	⑪航空機活用・関連産業に関する製品・商品の生産	管制システム用部品の生産 次世代航空機燃料の生産	溶接ロボットアーム、マシニングセンタ
	⑫宇宙関連産業に関する製品・商品の生産	ロケット部品の生産	精密ダイヤモンド旋盤、検査装置
ロボット	⑬産業用ロボットの生産	双腕ロボット部品の生産	縦型CNC旋盤、三次元測定器
	⑭サービスロボットに関する製品・商品の生産	介護用トランスファーロボット用特殊部品の生産	5軸マシニングセンタ
		サービスロボットメーカー向け製品テスト・試験請負の事業化	真円度測定器、検査装置
自動車	⑮次世代自動車（※）に関する製品の生産	ハイブリッド自動車搭載用リチウムイオン電池の生産	ファイバーレーザー加工機
	⑯自動走行関連装置に関する製品の生産	高精度車間距離センサ（ミリ波レーダ）の生産	卓上走査電子顕微鏡

※ 次世代自動車とは、以下の6種となります。

- ◆ハイブリッド自動車 ◆電気自動車 ◆プラグインハイブリッド自動車
- ◆燃料電池自動車 ◆クリーンディーゼル自動車 ◆CNG自動車

[III IoT・ロボット活用の事業例]

IoT・ロボット 活用	内容・事業例 ※例示以外も対象
IoT化	<p>機械設備導入と同時に IoT 化を進めるために必要となる最新機械設備を新たに購入する事業</p> <p>※ IoT 化のみの申請は対象とはなりません。</p> <p>[IoT 化とは]</p> <p>単なる工程内の生産ソフトの導入ではなく、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから集約される各種の情報・データ（ビッグデータ）を活用して、【監視】（モニタリング）、【保守】（メンテナンスサービス）、【制御】（コントロール）、【分析】（アナライズ）のうちいずれか一つ以上を行うことで生産性向上に役立つもの</p> <p>[事業例]</p> <p>機械制御の自動化、生産設備の稼働状況把握、異常・故障監視、物流の効率化、医療サービスの質の向上、受発注の効率化等</p>
ロボット導入	<p>産業用ロボット、サービスロボット等を購入して行う生産性向上に資する事業</p> <p>[ロボットとは]</p> <p>人の代わりに何らかの作業工程を自動的に行う「センサ」、「知能・制御系」及び「駆動系」の3つの要素技術を備えたもの</p> <p>[事業例]</p> <p>ロボット導入による 24 時間稼働の実現、生産ラインの最適化、現場作業員の削減等</p>

公社では、「生産性向上のための IoT、AI、ロボットの導入支援事業」を実施しています。

IoT 化、ロボット導入等を検討されている方は、ぜひご活用ください。

【IoT 化】 東京都中小企業振興公社 総合支援課 T E L : 0 3 - 3 2 5 1 - 7 8 8 1

【ロボット導入】 東京都中小企業振興公社 経営戦略課 T E L : 0 3 - 5 8 2 2 - 7 2 5 0

以下の事業は、助成対象にはなりません。

- (1) 「4 助成対象事業」に掲げる事業以外
- (2) 事業計画を伴わず、単なる機械設備の更新を目的としているもの
- (3) 研究開発を目的としているもの
- (4) 自社工場への自家発電設備の設置
- (5) 助成事業完了後、購入した機械設備の一定期間の継続した使用が見込めないもの
- (6) 運転資金など設備投資以外の経費の助成を目的としているもの
- (7) 事業計画の遂行及び設備投資の一部が申請者によるものではないもの（申請者以外の関与が認められるもの）
- (8) 外注業者や関係会社等、助成事業者以外が使用するもの

(9) 公序良俗に反する事業など事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

## 5 助成対象経費

助成対象経費は、消費税の間接経費を除き、以下（1）から（4）の条件に適合する経費で、かつ、＜対象経費一覧表＞に掲げる助成事業を遂行するために必要となる機械設備の新たな購入、搬入・据付等（稼働のために最低限必要な訓練費用を含む）に要する経費です。

### (1) 当該事業のために直接使用し、かつ必要最小限の経費

- ※ 機械設備の1機種につき同一メーカー、同一型番で2社の見積書を徴求し、それぞれの安価の見積書を採用してください。なお、2社の見積書を入手できない場合は、「18 見積限定理由書」を提出してください。

### (2) 助成対象期間内（交付決定日の翌月1日から1年）に契約から支払いまで完了する経費

- ※ 第4回募集の助成対象期間は、平成31年4月1日～最長平成32年3月31日です。
- ※ 分割払いの場合は、すべての支払いが助成対象期間内に完了するもの

### (3) 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費

- ※ カタログ又は仕様書及び図面により設備内容が確認できる経費（オーダーメイドの機械設備の場合は、詳細な内容が記載された仕様書及び図面が必要になります）
- ※ 見積書にメーカー、型番、内訳項目等の記載がある経費（「一式」の表記は、事業構築のために必要な経費か判別不能なため、対象外経費となります）
- ※ 見積書、契約書、振込控等の適正な帳票類が揃う経費

### (4) 所有権が助成事業者に帰属する経費

<対象経費一覧表>

事業区分	対象経費	一基当たりの下限額	ソフトウェア
I 競争力強化	ア 機械装置 イ 以下の器具備品 ・ 冷凍・冷蔵機能付の陳列だな及び陳列ケース ・ 度量衡器 ・ 試験又は測定機器 ・ 理容又は美容機器	ア、イ 1基 100万円 (税抜) 以上	原則 対象外 ※①
II 成長産業分野			
III IoT・ロボット活用	IoT 化 ア 機械装置 イ 以下の器具備品 ・ 冷凍・冷蔵機能付の陳列だな及び陳列ケース ・ 度量衡器 ・ 試験又は測定機器 ・ 理容又は美容機器  ウ IoT 関連装置、周辺設備 (PC、サーバー、ソフトウェア、センサ、監視カメラ等)  ※ アまたはイを必須とします（ウのみは不可）	ア、イ 1基 100万円 (税抜) 以上  ウ 1基当たりの下限額なし	原則 対象外 ※①  対象
	ロボット導入 ア ロボット本体 イ 機械装置 ウ 以下の器具備品 ・ 冷凍・冷蔵機能付の陳列だな及び陳列ケース ・ 度量衡器 ・ 試験又は測定機器 ・ 理容又は美容機器  エ ロボット関連装置、周辺設備 (制御機器、ソフトウェア、センサ等)  ※ アを必須とします（イ、ウ、エのみは不可）	ア～ウ 1基 100万円 (税抜) 以上  エ 1基当たりの下限額なし	原則 対象外 ※①  対象

- 原則として、法人税法の減価償却単位（注）ごとに1基とします。

（注）通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械装置については1台又は1基ごと

に、器具備品については1個、1組又は1そろいごとに判定

- ・申請した設置場所において、自社の従業員が生産等のために直接使用するものに限り、対象とします。
- ・固定資産として計上する等、適正に減価償却を行ってください。
- ・I～IIIのソフトウェア（※①）は、助成対象となる機械設備に専用かつ必要不可欠にして一体運用がなされるものに限り、対象とします。  
例：組み込みソフトウェア、専用制御ソフトウェア 等
- ・搬入・据付等に要する経費は、機械設備本体購入先が行い、機械設備の設置と一体で捉えられるものに限り、対象とします。

以下の経費は、助成対象経費になりません。

- (1) 「5 助成対象経費」に掲げる経費以外のすべての費用
- (2) 助成事業申請書に記載のものと異なる機械設備を購入した経費
- (3) 既存機械設備の改良・修繕及び撤去・移設・処分に係る経費、自社内製の機械設備に係る経費
- (4) 中古品の購入経費
- (5) 不動産・構築物、車両運搬具及びそれに搭載する可動物の購入経費
- (6) 工具、ツール、金型類、治具、各種機械設備用消耗品等の購入経費
- (7) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び従業員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社、役員もしくは従業員がコンサルタント契約や技術指導契約をしている会社等）との取引に係る経費
- (8) 消費税、関税、振込手数料、助成事業申請者の従業員に支払う旅費・交通費、収入印紙代、保険料等
- (9) 資料収集業務、調査業務、会議費等の事務的経費
- (10) 設置場所の整備工事や基礎工事、電気工事等に係る経費
- (11) 機械設置後に発生する費用（例：年間保守費用、バージョンアップ費用、定期的な技術指導、教育訓練費用等）
- (12) パソコン、サーバー、ソフトウェア等汎用性があり、目的外使用するもの
- (13) 一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
- (14) 割賦、リース、レンタルに係る経費
- (15) 通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費
- (16) 他の取引と混合や相殺して支払いが行われている経費
- (17) 現金、手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費
- (18) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

★ その他、内容において助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

## 6 機械設備設置場所

次の条件を満たす敷地・建物内に設置すること。

### (1) 敷地・建物

- ア 基準日現在で自社所有物件または賃貸借契約が結ばれている物件であること
- イ 基準日現在で設置場所の建物が建っている。または、建築着工していること
- ※ 自社の敷地・建物以外に機械設備を持ち出したり、使用したりすることはできません。

### (2) 東京都内に設置の場合

- ア 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店があること
- イ 原則、基準日現在で環境条例に定められた工場設置認可・認定を受けていること

### (3) 東京都以外に設置の場合

- ア 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店があること
- イ 設置場所が神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等であること
- ウ 原則、設置場所が基準日現在で県または政令指定都市が定める環境保全等に関する条例による特定施設の各種届出がなされ、認可・認定を受けていること
- ※ 各種許認可等が未済の場合もしくは届出事項（代表者名、本店住所、工場住所等）に変更が生じている場合は、速やかに手続を開始し、その予定を記載してください。当該手続きが完了していることが条件となります。
- ※ 原則、設置場所について変更はできません。実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあたってください。

## 7 申請書の作成及び提出

### (1) 申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページよりダウンロードして作成してください。

### (2) 留意事項

- ア 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。申請時の事業計画等に基づき審査いたします。

なお、交付決定前に止むを得ない事由により計画を変更せざる得ない場合は、交付決定後、ただちに事業計画の変更（「10 助成事業を実施するための注意事項」の「(3) 事業計画の変更等」を参照）手続きをしてください。ただし、変更の事由及び程度によっては承認されない場合があります。

- イ 必要に応じて公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。追加資料の提出期限を過ぎたり説明の求めに応じない場合、申請を辞退したものとみなします。
- ウ 申請書類提出・現地調査・二次審査（面接）などは、会社概要及び申請内容を説明できる申請企業の方が対応してください。経営コンサルタント、社外顧問等自社以外の方は同席いただけません。その際、電子機器類（録音が可能な機器、撮影機器、デジタルカメラ等）の持ち込みはできません。
- エ 申請書類提出・二次審査（面接）等でお越しいただく際に指定日時にお越しにならない場合には、申請を辞退したものとみなします。
- オ 申請書類等の作成及び提出に要する経費等、応募に係る経費は、すべて申請者の負担となります。
- カ 助成対象経費の算出は、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。

## 8 現地調査

申請内容に基づいた企業実態等を確認するため、都内の登記所在場所や機械設備設置予定場所等を訪問致しますが、申請者全社が対象ではありません。

対象者には、日程を別途お知らせします。

## 9 審査

### （1） 審査方法

提出書類に基づき、一次審査（資格審査、経理審査、事業計画審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査、価格審査）を行い、総合審査会にて助成対象事業者を決定します。

### （2） 審査の視点

#### ア 資格審査（一次審査）

本助成事業の資格要件に合致しているかを審査します。

#### イ 経理審査（一次審査）

財務内容の【⑦安全性、⑧収益性、⑨成長性】について審査します。

#### ウ 事業計画審査（一次審査・二次審査）

事業計画の【⑩目的との適合性、⑪優秀性、⑫実現性、⑬計画の妥当性、⑭成長・発展性】について審査します。

#### エ 価格審査（二次審査）

機械設備が、一般的な市場価格に対して著しく高額でないかを審査します。

### (3) 結果の通知及び交付決定について

- ア 審査結果は、本事業に関する連絡先住所に代表者宛で書面を送付いたします。
- イ 審査の経過、結果、内容等に関するお問い合わせには一切応じられません。
- ウ 助成金交付申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- エ 助成金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- オ 助成対象事業者として採択された場合、企業名、事業区分、所在地、テーマ名、成果等について、公表させていただきます。

## 10 助成事業を実施するための注意事項

### (1) 経理関係書類の確認

- ア 完了報告（機械設備）の確認書類として、以下の書類の写しを提出していただきます。このため原本の整備・保管が必要です。

#### 【主な確認書類】

- 見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控、預金通帳もしくは当座勘定照合表等入出金が確認できる資料（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、購入機械設備の写真、機械設備メーカー等発行の保証書 等
- イ 公社が購入先に対して直接、機械設備について確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ウ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

### (2) 経費の支払方法等

- ア 助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いとします。なお、送金口座は、普通預金又は当座預金からのみに限定します。
- イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際のTTSレートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

### (3) 事業計画の変更等

原則、申請時の事業計画（申請書類記載の一切の事項）について変更ができませんので、実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあたってください。  
申請後に発生した止むを得ぬ事由により計画を変更せざるを得ない場合は、公社の事前承認が必要になります。

なお、事前承認がない場合、助成金交付決定が取り消される場合があります。

### (4) 助成金額の確定

- ア 助成対象期間内に事業が完了（※）し、完了報告書の提出後に実施する完了検査後に助成金の額を確定します（交付予定額から減額されることがあります）。

※ 助成事業の完了とは、①と②のいずれか遅い日を指します

- ① すべての助成対象設備の取得・設置、経費の支払完了日
- ② すべての助成対象設備の稼働開始日

イ 完了検査の際には、購入した機械設備について、動作確認、製造能力、法的手続（許可・届出等）等の確認、及び提出書類の原本照合を行います。

(5) 助成事業の打ち切り

次の場合には、助成対象期間内であっても助成事業を打ち切ることがあります。

- ア 助成金交付決定後、申請資格に定める要件を満たさなくなった場合
- イ 事業計画を遂行する見込みがないと判断された場合

## 1.1 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

助成事業者、購入先の事業者、その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、申請者及びこれに協力した関係者、不正の内容等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

(例) • リベート（ポイント還元、商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元を前提としていた場合

- 申請書類提出・現地調査・二次審査（面接）などにおいて、経営コンサルタント・社外顧問等の同席が判明した場合
- 本事業計画と同じ機械設備について、重複して他の助成金を受けていた場合

(3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき

(4) 都内に、事業活動拠点として基準日現在で2年以上事業を継続している常用の事業所がないと認められるとき

(5) 助成対象設備を無断で処分（目的外使用、売却、無償譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）や移設したとき

(6) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき

(7) 申請要件に該当しない事実が判明したとき

(8) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき

(9) その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき

※ 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した場合は、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に所定の違約加算金を加えた額を返還していただくことになります。

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、購入先の事業者、その他助成事業の関係者等については、公社が実施するすべての助成事業の申請をすることは、以後一切できません。

## 1.2 助成金交付後の注意事項

### (1) 公社職員による調査等

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産（機械設備）等について、調査を行い、報告を求めることができます。

### (2) 事業化状況報告書の提出・収益納付

助成金交付年度の翌々年度から起算して5年間、助成事業に係る事業化の実施状況について報告書を提出していただきます。また、この間に助成事業の事業化により相当の収益を得た場合には、その収益の一部を納付していただきます（納付額は助成金額を限度とします）。

### (3) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度の翌年度から起算して10年を経過する日または法定耐用年数を経過する日のいずれか早い日（以下「処分制限期間」とする）まで保存する必要があります。

### (4) 財産等の管理及び処分

ア 助成事業により取得した財産（機械設備）について、その管理状況を明らかにし、かつ、処分制限期間まで保存しなければなりません。また、処分制限期間内に処分（目的外使用、売却、無償譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）や移設しようとするときは、あらかじめ公社に申し出て承認を得なければなりません。

イ 助成事業により取得した財産等について、固定資産として計上する等関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。

ウ 財産処分を行った際は、当該財産の残存簿価相当額をもとに算定した所定の額を公社に納付しなければなりません（鑑定額や当該財産の状態等を考慮し、減額する場合があります。また、納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします）。

ただし、助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（機械設備）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合や首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県（以下「首都圏」という））内へ移設する場合は、事前の承認を得ることにより納付義務が免除されます。なお、処分制限期間中に財産（機械設備）を首都圏以外に移設する場合には、納付義務は免除されません。

## =申込者情報のお取り扱いについて=

### 1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。  
※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

### 2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

#### (1) 目的

- ア 当公社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

#### (2) 項目…氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容

#### (3) 手段…電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せてご参照ください。

## 13 よくあるご質問

### ■助成金申請の重複について

Q1 他機関の助成金と、同一テーマあるいは同一機械設備(助成対象物が同一)の場合でも申請は可能ですか。

他機関の助成金（ものづくり補助金等）とは、併願申請は可能です。ただし、同一テーマあるいは同一機械設備(助成対象物が同一)で二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、どちらか一方を辞退していただきます。

Q2 公社の他の助成事業と同一テーマあるいは同一機械設備(助成対象物が同一)で申請することは可能ですか。

公社の他の助成事業との併願申請はできません。どちらか一方のみを申請してください。

Q3 革新的事業展開設備投資支援事業において採択された助成事業を完了していませんが、申請することは可能ですか。

革新的事業展開設備投資支援事業で採択された助成事業が実施中（基準日時点で助成金が確定していない）の場合は、申請できません。テーマが別の場合も同様です。

### ■申請資格について

Q4 「基準日現在で、東京都内で2年以上継続的に事業を行っている。」との記載がありますが、継続的に事業を行っているとはどの様なものですか。

単に登記や建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。都内の事業所に常用の従業員が勤務し、日常的に事業活動を行っていることが必要です。都内に登記されている役員の自宅があるだけ等の場合は該当しません。

Q5 申請書の「全事業所」記入欄には、本店も記入しますか。

本店も含め、すべての事業所を記入してください。

Q6 申請者区分B（I 競争力強化 小規模企業者）で必要な労働保険関連書類は、機械設備を購入する都内の事業所分だけで大丈夫ですか。

すべての事業所（例：東京本店、千葉工場、北海道工場）の労働保険関連書類を提出してください。

Q7 申請書の書き方は教えてもらえますか。

公社では、申請書の書き方等の具体的なアドバイスは行っておりません。

## ■事業区分について

Q8 サービスロボットを購入して、新しいサービスを行う事業計画を申請したいのですが、どの事業区分で申請することが可能ですか。

事業区分「III IoT・ロボット活用 ロボット導入」で申請することが可能です。

Q9 ロボット部品の製造を行う事業計画を申請したいのですが、どの事業区分で申請することができますか。

事業区分「II 成長産業分野」（成長産業分野は、ロボット）で申請することが可能です。また、事業計画の内容によっては、事業区分「I 競争力強化」で申請することができます。

Q10 事業区分「III IoT・ロボット活用 IoT化」で申請したいのですが、IoT関連装置、周辺機器のみを購入する事業計画で申請することは可能ですか。

申請することはできません。必ず、機械装置または器具備品（冷凍・冷蔵機能付の陳列だな及び陳列ケース、度量衡器、試験又は測定機器、理容又は美容機器）を新たに購入する事業計画である必要があります。

## ■見積書について

Q11 購入予定先の見積書の数量単位が一式のみで、詳細見積りがありません。そのまま提出しても、大丈夫ですか。

「一式」の表記は、事業遂行のために必要な経費か判別不能なため、対象外経費となります。必ず、詳細が記載された見積書を入手してください。

Q12 1基100万円（税抜）以上の機械設備が助成対象とありますが、1台50万円の機械設備を3台申請した場合、合計金額が150万円となるため助成対象となりますか。

1基（1台）100万円（税抜）以上の機械設備が助成対象のため、助成対象となりません。1基の判断は、法人税法の判定（注）に従います。

（注）通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械装置については1台又は1基ごとに、器具備品については1個、1組又は1そろいごとに判定

## ■機械設備設置場所について

Q13 平成30年9月に建築着工した東京都内の工場に機械設備を設置したいのですが、申請は可能ですか。

基準日（平成30年10月1日）現在で建築着工しているので、申請は可能です。

Q14 東京都以外に機械設備を設置する場合の条件を教えてほしい。

基準日（平成30年10月1日）現在で、東京都内に登記簿上の本店があること、設置場所が神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等であること、県または政令指定都市が定める環境保全等に関する条例による特定施設

の各種届出がなされ、認可・認定を受けていることが条件です。

### ■助成対象経費について

Q15 助成金の交付決定前に支払った経費は、助成対象経費となりますか。

助成対象経費は、助成対象期間内（交付決定日の翌月1日から1年、第4回募集の助成対象期間は平成31年4月1日～最長平成32年3月31日）に契約から支払いまで完了した経費です。このため、助成金の交付決定前に支払った経費は助成対象経費とはなりません。

Q16 機械装置や器具備品（冷凍・冷蔵機能付の陳列だな及び陳列ケース、度量衡器、試験又は測定機器、理容又は美容機器）に係るソフトウェアは原則対象外となります、どのようなソフトウェアが助成対象経費になりますか。

助成対象となる機械設備に専用かつ必要不可欠にして一体運用がなされるものに限り、助成対象経費となります（例：組み込みソフトウェア、専用制御ソフトウェア等）。

Q17 リース・レンタルで導入した機械設備、クラウドサービス利用料金は助成対象経費になりますか。

採択された事業を実施するため必要となる最新機械設備の新たな購入に要する経費が助成対象となります。このため、リース・レンタル経費及びクラウドサービス利用料金は、助成対象経費とはなりません。

### ■事業実施にあたっての必要な許認可及び関係法令等について

Q18 事業計画を行うにあたって必要な許認可を知りたいのですが、どこに相談したら良いですか。

公社のワンストップ総合相談窓口、区市町村担当部署や業界団体にご確認ください。

Q19 製造業を営んでいるが「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に関して「工場設置認可」が必要か否かの判断がつかない。

貴社所在地を管轄している区市町村の環境関連部門にお問い合わせください。

Q20 労働保険の加入義務があるかどうかわかりません。どこに相談したら良いですか。

貴社所在地を管轄しているハローワークにお問い合わせください。

Q21 設備導入計画はどこに相談したら良いですか。

公社ワンストップ総合相談窓口などをご活用ください。

## ■事業完了後の設備の移設について

Q22 機械設備を都内の工場に設置し、助成事業が完了してから数年後に、都外に工場建設して設備を移設することは可能ですか。

原則として、設置後10年間もしくは法定耐用年数以前に助成対象設備の移設は認められません。やむを得ない理由による場合、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。ただし、承認により移設が認められたとしても、助成対象設備を首都圏以外に移設する場合は、当該財産の残存簿価相当額をもとに算定した所定の額を公社に納付しなければなりません（納付額は助成金額を限度とします）。

<公社の承認を受けて助成対象設備を移設する場合>

- ・ 首都圏内へ移設 → 納付義務なし
- ・ 首都圏外へ移設 → 納付義務あり

## ■助成対象設備の使用者について

Q23 設置場所工場に当社と当社関連企業が同居していますが、機械設備を当社関連企業の従業員が使用することは可能ですか。

助成対象設備を使用できるのは申請企業の従業員に限ります。関連企業の従業員が使用することはできません。

Q24 当社は医療クリニックですが、申請できますか。

医療法人の場合は、中小企業基本法上の中小企業には該当しないため、申請はできませんが、個人開業医の場合は、医療業（「20 日本標準産業分類及び中小企業者の範囲」を参照）で申請できます。

## ■業種について

Q25 当社がどの業種に該当するか、調べ方を教えてほしい。

貴社がどの業種に該当するかについては、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、判定していただくことになります。以下ホームページ等を参照しながら、申請者自身でご確認くださいますようお願い申し上げます。なお、「当社がどの業種に該当するか」というお問い合わせには応じられません。

(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm))

また、以下のホームページには、複数の経済活動を行っている場合の判定方法等、日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせについてまとめられていますので、参考にしてください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000317696.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf))

## 14 申請書類一覧

### <重要>

申請時には、申請書類を以下「1 申請前確認書」から「9 会社関連書類」の順に整理して並べてお持ちください。

- 申請書類の用紙サイズはA4版の片面印刷（確定申告書の写しを除く）としてください。
- ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めにしてください。
- 申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付してください。
- 提出書類は返却しませんので、必ず原本の控えを保持してください。

1 申請前確認書	部 数
申請前確認書	正1部

- 必ず、公社ホームページよりダウンロードした書式で作成してください。

2 申請書一式	部 数
申請書	正1部 副2部

- 必ず、公社ホームページより第4回の申請書をダウンロードした書式で作成してください。
- 文字ポイントは11ポイント程度で入力してください。
- 白黒コピーでも判別できるものにしてください。
- 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。
- 事業区分「III IoT・ロボット活用 IoT化」で申請する場合のみ、申請書に全体構成図を記載してください。

3 确定申告書	部 数
法人	個人
(1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 別表1～16 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 販売費及び一般管理費明細表 (6) 製造原価報告書（未作成の場合、省略可） (7) 株主資本等変動計算書 (8) 勘定科目内訳書 (9) 法人事業概況説明書（両面）	都内税務署へ提出した直近3期分の青色申告決算書（貸借対照表を含む）  (1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 青色申告決算書（貸借対照表を作成している場合はそれを含む）

- 税務署へ提出した直近3期分のすべてのページの写し
- 創業3年未満の企業については直近2期分の写しで可

4 履歴事項全部証明書		部 数
法人	個人	1 部
発行後 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本） 中小企業団体の場合は、上記に加え定款・組合員名簿	開業届の写し	

履歴事項全部証明書であること

5 納税証明書		部 数
法人	個人	直近 2 期分 × 各期 1 部 ずつ
直近 2 期分の法人事業税等の納税証明書（原本） (1) 「法人事業税」の納税証明書（都税事務所発行） (2) 「法人都民税」の納税証明書（都税事務所発行）	直近 2 期分の納税証明書（原本） 以下のいずれかの書類 (1-1) 個人事業者で事業税が課税対象の場合 ・「個人事業税の納税証明書（都税事務所発行）」 ・代表者の「住民税納税証明書（区市町村発行）」 (1-2) 個人事業者で事業税が非課税の場合 ・代表者の直近の「所得税納税証明書（その 3）（税務署発行）」 ・代表者の「住民税納税証明書（区市町村発行）」	

(1) (2) の 2 期分をまとめて 1 枚で提出することも可能です。

6 労働保険関連書類		部 数
申請者区分 B (I 競争力強化 小規模企業者) で申請する場合のみ、提出が必要です。 申請者区分 A (I 競争力強化 中小企業者) ・ 申請者区分 C (II 成長産業分野) ・ 申請者区分 D (III IoT ・ ロボット活用) で申請する場合は提出不要です。 直近の「労働保険料等基礎賃金等の報告（事業主控）」または「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」の写し		事業所ごとに 1 部

労働保険の加入義務がない方は提出不要です。

7 積算根拠書類	部 数
<p>(1) 機械設備のメーカーの最新カタログ カタログがない場合は、具体的な設計図面・仕様書等、機械設備の詳細が判るものを提出してください。</p> <p>(2) <u>1機種につき2社の見積書(写し)</u> 推奨見積書を参考に、必要事項を漏れなく記載してください。            ※ 同一メーカー、同一型番での相見積書が必要です。            ※ 一式など詳細が不明の場合、助成対象外となります。            ※ 類似の機械の見積書は不可です。</p> <p>(3) 見積限定理由書(原本) 相見積を入手できない場合のみ</p> <p>(4) 見積書採用予定の会社の会社案内 会社案内を作成していない場合、会社のホームページを印刷したもので代用可能です。</p>	機種ごとに各2部

見積書は申請時点で有効のものを提出してください。

8 機械設備設置場所関連書類	部 数
<p>(1) 機械設備設置場所の最寄駅・バス停からの地図</p> <p>(2) 機械設備を設置する建物の外観及び機械設備設置場所の写真</p> <p>(3) 機械設備設置場所の平面図、機械設備設置場所を明示した配置図</p>	設置場所ごとに各1部

9 会社関連書類	部 数
<p>(1) 会社案内(会社の事業概要が記載されたもの)</p> <p>(2) 助成事業遂行の為に法令上必要な事業許可書、工場設置認可書または認定書の写し</p> <p>(3) 小規模企業者に該当することの確認書(※)            ※ 申請者区分B(I 競争力強化 小規模企業者)で申請する場合のみ、提出が必要です。</p>	各1部

- 会社案内を作成していない場合、会社の概要(事業内容、沿革、取扱製品)が記載されたホームページを印刷したもので代用可能です。
- 許認可取得の要否が不明な場合や、許認可証紛失の場合は、その許認可を管轄する窓口(区市町村等)に確認・相談してください。
- 新規参入等で申請後に取得する場合の許認可等は、完了報告までに提出してください。

## 15 申請前確認書

### 申請前確認書

公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長 殿

- ・申請書の右上の記載及び履歴事項全部証明書と一致させてください。
- ・代表者が複数の場合、印鑑登録者名で申請、その登録印（実印）を押印してください。

名称：

代表者名：

実印

当社（私）は、第4回革新的事業展開設備投資支援事業の申請にあたり、基準日（平成30年10月1日）現在で下記のすべてを満たしていることを確認します。該当しないことが判明した場合は、助成金交付決定の取り消し、返還の対象となること及びその他貴公社が行う一切の措置について異議を申し立てません。

#### 記

- 1 次の(1)～(4)のいずれかに該当する法人、個人事業者、又は中小企業団体等である
  - (1) 製造業・その他業種：資本金3億円以下又は従業員300人以下
  - (2) 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
  - (3) サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
  - (4) 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- 2 次の(1)～(4)をすべて満たしている
  - (1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していない
  - (2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していない
  - (3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務していない
  - (4) 大企業が実質的な経営に参画していない
- 3 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店がある。ただし、都外に設置の場合は、都内に本店がある。個人事業者においては基準日現在で、東京都内に開業届出がある
- 4 都内事業所における常用の事業活動拠点としての事業継続が、基準日現在で2年以上ある
- 5 基準日現在で、機械設置場所の建物が建っている。または、建築着工している
- 6 税金等を滞納していない。また、東京都及び公社に対する賃料・使用料等の支払いに滞りがない
- 7 革新的事業展開設備投資支援事業の採択事業者は、基準日現在で確定していること
- 8 同一テーマ、同一内容、同一機械設備で公社が実施する他の助成事業に併願申請していない
- 9 同一テーマ、同一内容、同一機械設備で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていない
- 10 過去の助成事業において、事故がなく、報告書等を期日までに提出していること
- 11 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）または私的整理手続中ではない
- 12 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- 13 自社、設備購入先等の役職員及び関係者に東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者はいない
- 14 募集要項の内容をすべて確認し、申請書に虚偽記載はない

以上

## 16 申請書記載例

様式第1号(第5条)

公益財団法人 東京都中小企業振興公社  
理 事 長 殿

本 店 住 所  
名 称  
代 表 者 名

公社記入欄

受付番号

年 月 日

- 申請前確認書及び履歴事項全部証明書と一致させてください。
- 代表者が複数の場合、印鑑登録者名で申請、その登録印（実印）を押印してください。

実印

### 第4回 革新的事業展開設備投資支援事業 申請書

下記のとおり助成事業を実施いたしますので、助成金の交付を申請します。

#### 1 事業計画テーマ

記  
30字程度で記載してください。採択時には公表されます。

#### 2 事業区分（該当箇所を1つ選択して○印をつけてください。）

I. 競争力強化

#### II. 成長産業分野

【医療・健康・福祉】		【環境・エネルギー】		【危機管理】	
①医療機器		④再生可能エネルギー・省エネルギー		⑦防災・減災	
②創薬、再生医療		⑤資源リサイクル		⑧防犯対策	
③健康・スポーツ・福祉		⑥環境汚染防止、環境負荷低減		⑨食の安全	
【航空機・宇宙】		【ロボット】		【自動車】	
⑩航空機（部品、装備品等）		⑬産業用ロボット		⑯次世代自動車	
⑪航空機活用・関連産業		⑭サービスロボット		⑯自動走行関連装置	
⑫宇宙					

#### III. IoT・ロボット活用

①IoT化	②ロボット導入
-------	---------

#### 3 申請者区分（いずれか1つに○印をつけてください。）

I. 競争力強化	中小企業者	A : 助成率1/2以内・助成限度額1億円	下限額 100万円
	小規模企業者	B : 助成率2/3以内・助成限度額3千万円	
II. 成長産業分野		C : 助成率2/3以内・助成限度額1億円	
③ III. IoT・ロボット活用		D : 助成率2/3以内・助成限度額1億円	

#### 4 業種・常用従業員数

業種(大分類) 製造業

常用従業員数(役員除く) 25 人

大分類を記入

5 助成対象経費 ・助成金交付申請額	助成対象経費 50,500,000円	助成金交付申請額 33,666,000円	千円未満は切り捨て	
6 申請機種数	機械装置 4基	器具備品 2基	ソフトウェア等 1個	
7 申請者の概要				
企業名	株式会社東京製作所		フリガナ トウキョウセイサクショ	
代表者名	東京 太郎	フリガナ トウキョウ タロウ	年齢 ○○歳	
本店所在地	〒○○○一○○○○ 東京都○○区○○町○一○一○	TEL	03-○○○○一○○○○	
		FAX	03-○○○○一○○○○	
本事業に関する連絡先	〒○○○一○○○○ 東京都○○市△△ ○一○一○	TEL	042-○○○一○○○○	
連絡担当者	部署・役職：○○部 ○○課・○○ メールアドレス： @ .co.jp	フリガナ 氏名： 東京 幸紗 トウキョウ コウシャ		
資本金・出資金	○○,○○○千円 (うち大企業からの出資○,○○○千円)	創業年数	○年 ○ヶ月	
		事業開始 法人設立(和暦)	昭和 ○年 ○月 ○日	
業種	コード(2桁)：○○	中分類名：○○○業	20 日本産業分類及び中小企業者の範囲を参照し、記載してください。	
役員を除く常用従業員数(基準日現在)	合計 人	正規従業員 アルバイト/パート等で、予め解雇の予告を必要とする者 日雇い被雇用者で、1ヶ月を超えて勤務している者 2ヶ月以内の期間被雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者 4ヶ月以内の季節的被雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者 試の使用期間中の者で、14日を超えて勤務している者	人 人 人 人 人 人	
全事業所	事業所名	所在地	人数(役員含む)	業務内容
	本社	東京都○○区○○町○一○一○	○人	総務・経理
	△△△工場	東京都○○市○○町○一○一○	○人	工場
	○○事務所	東京都○○市△△ ○一○一○	○人	営業所
	□□□工場	千葉県○○市△△△○一○一○	○人	工場

必要に応じて欄を追加し、すべての事業所を記入してください。事業所の記載欄が不足する場合は、別紙を提出してください。

事業概要	(株)○○で技術を身に付け、昭和○年に、現在地にて創業。創業当初は、○○(株)を主要顧客とし、○○の部品を製造していた。その後、○年から取り組んでいた新製品開発が実を結び、○○分野における○○製品を開発。営業を重ねた結果、○○(株)を主要顧客に○○製品及び付属部品の製造・販売を開始し、現在に至る。					
	主な製品・商品 ・サービス		1. ○○○○○○○○○ 2. ○○○○○○○○○ 3. ○○○○○○○○○			
現有機械設備	設備の名称		台数	使用目的		設置場所
	○○○装置		5基	○○○加工		☆☆☆工場
	▲▲▲測定器		2基	▲▲▲測定		△△△工場
主要取引先		所在地		直近年間取引高	取引年数	
主要販売先	1位	(株)○○○	東京都○○区○一○一○	○, ○○○千円	○○年	
	2位	(株)○○○	東京都○○区○一○一○	○, ○○○千円	○○年	
	3位	(株)○○○	○○県○○市○一○一○	○, ○○○千円	○○年	
主要仕入先	1位	(株)○○○	東京都○○区○一○一○	○, ○○○千円	○○年	
	2位	(株)○○○	東京都○○区○一○一○	○, ○○○千円	○○年	
	3位	(株)○○○	○○県○○市○一○一○	○, ○○○千円	○○年	

## 8 全役員名簿 (基準日現在)

役員氏名	現住所	役職等	役員氏名	現住所	役職等
1) 東京 太郎	東京都○○区○一○一○	代表取締役	5) ○○ ○○	○○県○○市○一○一○	監査役
2) ○○ ○○	東京都○○区○一○一○	専務取締役	6)		
3) ○○ ○○	○○県○○市○一○一○	常務取締役	7)		
4) ○○ ○○	○○県○○市○一○一○	取締役工場長	8)		
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）と異なる場合は、その理由をご記載ください。			決算後に○○ ○○から○○ ○○へ役員を変更したため		

役員の記載欄が不足する場合は、別途役員名簿の写し（監査役を含む全役員分）を提出してください。

## 9 全株主名簿 (基準日現在)

株主氏名	現住所	役職等	持ち株数 (株)	持ち株比率 (%)	大企業 に該当			
1) 東京 太郎	東京都○○区○一○一○○一○	代表取締役	○株	○%				
2) ○○ ○○	東京都○○区○一○一○○一○	専務取締役	○株	○%				
3) ○○ ○○	○○県○○市○一○一○	取引先	○株	○%	○			
4) ○○ ○○	○○県○○市○一○一○	外注先	○株	○%				
5) ○○ ○○	東京都○○区○一○一○	代表者知人	○株	○%				
6) その他○名	(別紙参照)		○株	○%				
合 計			○○株	100%				
確定申告書別表2と異なる場合は、理由をご記載ください。			決算後に東京太郎から○○へ株式を譲渡したた め					
※ 株主・出資者に投資会社やホールディングス会社が含まれる企業の方のみ以下もご記入ください。								
(株)○○キャピタルの株主		筆頭株主: (株)○○銀行 (○○%) 第二位株主: (株)○○ (○○%)						

・役員の場合は役職を記入。役員以外の株主は、当社との関係や職業（個人の場合）を記入してください。

・株主欄が不足する場合は、行を追加するか、最終行に「その他○名」として、別途株主名簿（全株主分）の写しを提出してください。

## 10 他の助成金申請等状況

年度	申請先	助成事業名	設備名	助成額(申請金額 又は確定金額)	採択決定(予定)年月
○○	○○○○	▲▲補助金	■■■■	15,000千円	平成○○年○○月
				千円	平成 年 月
				千円	平成 年 月

申請中及び採択案件（過去5年分）を記入してください。

- 同一テーマ・同一内容・同一機械設備で、公社が実施する他の助成事業に併願申請はできません。
- 同一テーマ・同一内容・同一機械設備で、公社・国・都道府県・区市町村など複数から助成は受けられません。
- 革新的事業展開設備投資支援事業の採択案件が、基準日現在で確定していない場合は、申請できません。

## 11 設置場所の詳細

設置場所が2ヶ所以上の場合、  
この表を複数枚提出して下さい。

設置場所 の名称	自社 △△△工場	所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 都内	<input type="checkbox"/> 都外
			〒○○○-○○○○	東京都○○市○○町○-○-○
最寄りの 交通機関	○○○○ 線 ○○○○ バス	○○○○ 駅 ○○○○ 行き	○○○○ 口 ○○○○ 停留所	下車 徒歩 ○○分 下車 徒歩 ○○分
建物の 所有形態	<input checked="" type="checkbox"/> 自社所有（取得年月：平成○○年 ○月） <input type="checkbox"/> 賃借物件（所有者名： ） (賃借期間：平成○○年 ○月 ~平成○○年 ○月)			

- 原則、設置場所については変更ができません。実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあたってください。
- 機械設置場所の建物が建っている、もしくは建築着工していることが条件です。
- 都外設置の場合は、基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店があり、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等であることが条件です。

## 12 事業計画

事業計画の内容について、数値や図表を用いるなどして分かり易く具体的に説明してください。ただし、「12 事業計画」全体で概ね10頁までに収めてください。（様式外の資料添付は不可）です。

・各項目の枠を広げてご記入いただいて結構です。

・文字ポイント11ポイント程度で入力してください。

・白黒コピーでも判別できるものにしてください。

・改ページにより10頁を多少超えることは構いません。

### （1）事業計画の概要

市場動向及び事業計画立案の背景を踏まえ、本助成事業計画の概要を簡潔に記載してください。

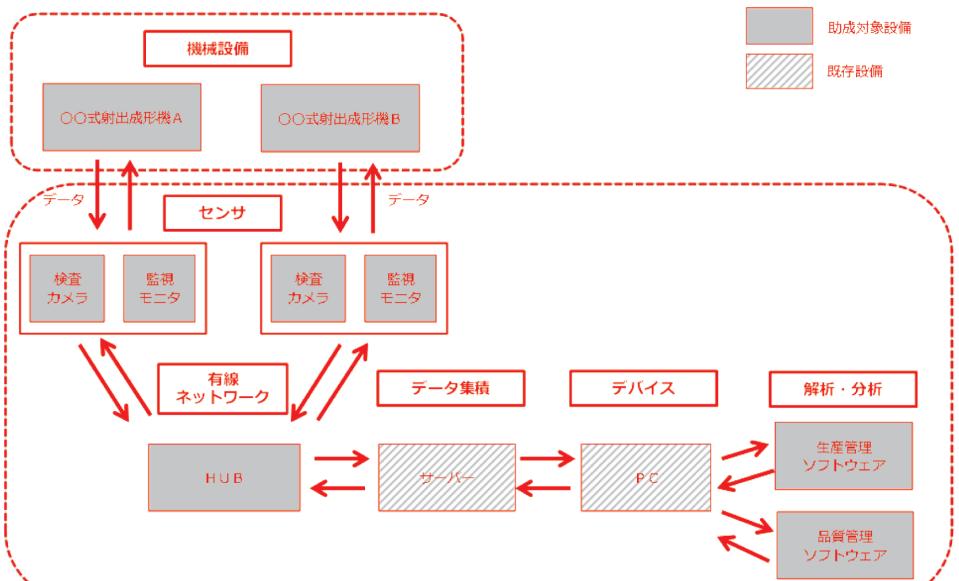
＜購入する機械設備＞ 溶接ロボット、補助装置、監視カメラ、ソフトウェア、制御装置

＜概要＞ 当社は、〇〇製品及び付属部品の板金加工を行っている。近年、〇〇分野において、〇〇製品の需要が年〇%増加している状況にあり、〇〇製品の増産計画及びデザイン変更が打ち出された。これに伴い、顧客から納期短縮、発注増への対応、品質向上を要求されている。

しかしながら当社では、溶接工程を手作業で行っているため、効率が悪く品質も安定せずに歩留まり率も低い。また、一般的に量産品の板金加工は、海外シフトも進んでいることから、対応は急務である。

そこで、最新の溶接ロボット導入により、ボトルネックであった溶接工程の自動化・省力化を図り、短納期生産、不良率の〇%削減を実現することで取引先の要求に応えていく。また、導入予定の最新ロボットは、複雑形状への溶接を容易に行うことができるため、予定されている仕様変更にも柔軟に対応し、他社と差別化を図っていく。あわせて、監視カメラとソフトウェアを新たに導入し、作業及び作業工程の見える化に取り組む。これにより、工程管理の見直しを実施し業務改善を進め、生産性向上を目指していく。

＜IoTの全体構成図＞ 事業区分「III IoT・ロボット活用」①IoT化で申請する場合のみ記載してください。その他の方は空欄で結構です。 （記載例）



記載欄が不足する場合は、別紙を提出してください。

## (2) 本助成事業の目的との適合性

事業計画が、選択した事業区分（I 競争力強化/II 成長産業分野/III IoT・ロボット活用）とどのように関連しているか記載してください。

「申請された事業計画について、選択した事業区分ごとに以下の視点で記載してください。」

「I 競争力強化」

「事業計画がいかに更なる発展に向けた競争力強化を目指した取り組みであるか、具体的に記載してください。」

「II 成長産業分野」

「選択した①「医療機器」～⑯「自動走行関連装置」の各成長分野と事業計画がどのように適合しているか、具体的な関連性を記載してください。」

「III IoT・ロボット活用」

「選択した①IoT化②ロボット導入と事業計画がどのように適合しているか、具体的に記載してください。」

## (3) 事業計画の優秀性

ア 事業計画の製品・サービス、技術等における現状分析、課題、解決策について記載してください。

【現状分析】

【課題】

【解決策】

イ 競合他社の動向、市場環境における現状分析・課題・解決策について記載してください。

【現状分析】

【課題】

【解決策】

ウ 事業計画の優秀性について、記載してください。

(4) 事業計画の実現性

ア 組織面における現状分析、課題、解決策について記載してください。

【現状分析】

【課題】

【解決策】

イ 資金面における現状分析・課題・解決策について記載してください。

【現状分析】

【課題】

【解決策】

(5) 機械設備の必要性・妥当性

ア 導入する機械設備のスペック・規模等からその必要性と妥当性を記載してください。

※ 他の機械設備と比較した結果、なぜこの機械設備を選定したのか、記載してください。

イ 導入する機械設備について、価格面の妥当性を記載してください。

(6) 実施後の展開

ア 機械設備導入後に期待される生産性向上、技術力向上や市場参入の状況について記載してください。

イ 事業計画の製品・サービス、技術等が関連する顧客や産業界に及ぼす効果について記載してください。

ウ 事業計画の遂行が都内産業にもたらす波及効果（雇用面、都内顧客や産業界、都内外注先等にもたらす効果、技術革新等）等について記載してください。

<都外設置の有無>  都内設置のみ  都外設置あり ※ いずれかにチェックしてください。

※ 申請設備を都外に設置する場合は、都内経済にどのように貢献できるのかを特に詳細に記載してください。

#### (7) 今後の事業計画実施のために法令上必要な許認可・届出等

本助成事業を含む企業活動における許可等が「既に取得している」の場合は、許可証等のコピーを提出してください。

既に取得している  今後取得する  許認可は不要 ※ いずれかにチェックしてください。

- ・この欄には、「今後取得する」にチェックした場合以外は、記載不要です。
- ・「助成事業遂行の為に法令上必要な事業許可証」及び「工場設置認可書または認定書」について「今後取得する」場合に記載してください。
- ※許認可取得の要否が不明な場合や、許認可証紛失の場合は、その許認可を管轄する窓口（区市町村等）に確認・相談してください。
- ※工場設置認可については、貴社所在地を管轄している区市町村の環境関連部門にお問い合わせください。

##### 【事業許可の記載例】

医療機器販売業許可

本事業で新たに取得する予定

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請、平成〇〇年〇〇月取得見込

##### 【工場設置認可の記載例】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に関する認可

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請、平成〇〇年〇〇月取得見込

### 1.3 収支計画

#### (1) 収支計画の具体的説明

「(2) 収支計画」の売上高、営業利益等の各数値の計算根拠について具体的に記載してください。(例:取引先から〇%の受注内示を受けている、機械購入によって〇%のコスト削減が可能等)

※ 収支計画のとおりに事業が遂行しなかった場合の次善策についても記載してください。

(2) 収支計画 ※事業区分 I 競争力強化、II 成長産業分野で申請される方

		単位は千円、百万円のいずれかを選んでください。						単位	千円		
項目	直前期 平成29年 12月期	今期 平成30年 12月期	2期目 31年 12月期	3期目 32年 12月期	4期目 33年 12月期	5期目 34年 12月期	6期目 35年 12月期	7期目 36年 12月期	8期目 37年 12月期	9期目 38年 12月期	10期目 39年 12月期
投資実行期											
投資回収期											
①総資産	279, 640	268, 140	324, 000	339, 000	398, 500	467, 008	545, 250	635, 450	714, 235	861, 540	903, 633
②有利子負債	期首残高	0	35, 468	20, 468	65, 468	23, 259	18, 159	13, 059	7, 959	2, 859	7, 759
	期中増減	35, 468	-15, 000	45, 000	-42, 209	-5, 100	-5, 100	-5, 100	-5, 100	4, 900	-5, 100
	期末残高	35, 468	20, 468	65, 468	23, 259	18, 159	13, 059	7, 959	2, 859	7, 759	2, 659
③自己資本	網掛けのところは、自動で計算されます(数式が入っています)。										
④売上高	314, 026	314, 026	325, 205	351, 806	390, 926	440, 086	450, 090	460, 800	465, 800	470, 500	475, 600
うち助成事業		0	12, 950	22, 950	250, 000	275, 000	280, 000	285, 000	290, 000	293, 000	295, 000
⑤減価償却費	3, 511	2, 849	8, 279	11, 712	12, 260	13, 000	16, 000	17, 060	16, 644	16, 104	16, 020
うち助成事業(a)		0	4, 545	4, 545	4, 545	4, 545	4, 545	4, 545	4, 545	4, 545	4, 545
⑥営業利益	9, 709	9, 750	14, 040	14, 500	15, 000	18, 000	25, 300	30, 321	33, 250	35, 070	36, 800
うち助成事業(b)		0	1, 800	2, 000	2, 200	3, 050	3, 080	5, 610	7, 500	8, 003	8, 100
助成事業に要する経費(税込)	61, 884	14 (1) 経費区分内訳の「助成事業に要する経費(税込)合計」の数値を入力してください。									
(c) 助成事業による付加価値額 (d = a + b)	0	6, 345	6, 545	6, 745	7, 595	7, 625	10, 155	12, 045	12, 548	12, 645	回収済
投資未回収額 (e = c - d)	61, 884	55, 539	48, 994	42, 249	34, 654	27, 029	16, 874	4, 829	-7, 719	-20, 364	
機械設備の法定耐用年数	10年	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	
※複数基がある場合は最長のもの		9期目									
投資回収期		7年									
投資回収期間											
未回収											

## (2) 収支計画 ※事業区分III IoT・ロボット活用で申請される方

項目	直前期 平成29年 12月期	今期 平成30年 12月期	2期目 31年 12月期	3期目 32年 12月期	4期目 33年 12月期	5期目 34年 12月期	6期目 35年 12月期	7期目 36年 12月期	8期目 37年 12月期	9期目 38年 12月期	10期目 39年 12月期	単位 千円
①総資産	279, 640	268, 140	324, 000	339, 000	398, 500	467, 008	545, 250	635, 450	714, 235	861, 540	903, 633	
②有利子負債	期首残高	0	35, 468	20, 468	65, 468	23, 259	18, 159	13, 059	7, 959	2, 859	7, 759	2, 659
③自己資本	期中増減	35, 468	-15, 000	45, 000	-42, 209	-5, 100	-5, 100	-5, 100	-5, 100	4, 900	-5, 100	10, 000
④売上高	期末残高	35, 468	20, 468	65, 468	23, 259	18, 159	13, 059	7, 959	2, 859	7, 759	2, 659	12, 659
⑤減価償却費	うち助成事業	3, 511	2, 849	8, 279	11, 712	12, 260	13, 000	16, 000	17, 060	16, 644	16, 104	16, 020
⑥営業利益	うち助成事業(a)	9, 709	9, 750	14, 040	14, 500	15, 000	18, 000	25, 300	30, 321	33, 250	35, 070	36, 800
⑦人件費	うち助成事業(b)	182, 032	182, 100	182, 300	182, 300	182, 300	182, 300	184, 000	189, 000	189, 000	189, 000	189, 000
⑧付加価値額 (⑤+⑥+⑦)	うち助成事業	195, 252	194, 699	204, 619	208, 512	209, 560	213, 300	225, 300	236, 381	238, 894	240, 174	241, 820
⑨従業員数	一人当たりの付加価値額 (⑧÷⑨)	25	25	25	25	25	25	25	25	26	26	26
判定	一人当たりの付加価値額の伸び率	7, 810	7, 788	8, 185	8, 340	8, 382	8, 532	9, 012	9, 092	9, 188	9, 237	9, 301
助成事業に要する経費(税込) (c)	助成事業による付加価値額 (d = a + b)	61, 884	0	6, 345	6, 545	6, 745	7, 595	7, 625	10, 155	12, 045	12, 548	12, 645
投資未回収額(e = c - d)	機械設備の法定耐用年数 複数ある場合は最長のもの	61, 884	55, 539	48, 994	42, 249	34, 654	27, 029	16, 874	4, 829	-7, 719	-20, 364	
投資回収期	投資回収期間	9年	7年	9年	9年							
		未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収	未回収
												回収済

[ 単位は千円、百万円のいずれかを選んでください。 ]

[ 何期目に回収するのか記入してください。 ]

[ 投資実行期から投資回収期までの期間を記入してください。 ]

### (3) 記入上の注意

#### ⑤ 減価償却費

以下の項目を含んだ総額としてください。

- ・ 売上原価に含まれる、減価償却費、リース料、繰延資産償却
- ・ 一般管理費に含まれる、減価償却費、リース料、繰延資産償却
- ・ リース料には、地代・家賃以外の賃借料を含めてください（賃借料から地代・家賃を除けない場合は含めない）。

以下は、事業区分「III IoT・ロボット活用」で申請していただく方のみ記載していただきます。

#### ⑦ 人件費

以下の項目を含んだ総額としてください。

- ・ 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与（通勤費）、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費（厚生費）、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
- ・ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用（建設業の外注労務費等で、申請企業が雇用した経費ではない場合は除く）

#### ⑧ 付加価値額

営業利益+人件費+減価償却費

#### ⑨ 従業員数

- ・ 正社員に準じた労働形態である場合には、従業員数に含めてください。その場合、勤務時間により人数を増やしてください（4時間勤務パート2名→従業員数を+1名のように調整）。
- ・ 派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に参入した場合は、従業員数に加える必要があります（勤務時間による調整が必要）。
- ・ 常勤役員及び個人事業主も従業員数に含みます。

#### ⑩ 従業員一人当たりの付加価値額（=労働生産性）

付加価値額÷従業員数

※ 従業員一人当たりの付加価値額の伸び率が年率3%以上を達成することとは

収支計画の表（excelファイル）は計算式が入っており、以下表の伸び率が達成された場合「判定」の箇所に○が表示されます。3年後、4年後、5年後のいずれか一つ以上で「○」がついていれば申請可能です。

	「従業員一人当たりの付加価値額（=労働生産性）」の伸び率
4期目（3年後）	9%以上
5期目（4年後）	12%以上
6期目（5年後）	15%以上

15 機械設備に係る計画等（1）機械設備一覧表の合計と  
一致させてください。

14 事業計画に係る資金計画等

助成対象設備の設置完了までの全体経費を記載してください。

(1) 経費区分別内訳

(単位：円)

経費区分		助成事業に要する経費 (税込) (注1)	助成対象経費 (税抜) (注2)	助成金交付申請額 (千円未満切捨て) (注3)
内訳	機械設備費	54,540,000	50,500,000	33,666,000
	その他助成対象外経費	(注6) 7,344,000		
合計		(注5) 61,884,000	50,500,000	33,666,000

(注1) 「助成事業に要する経費」は事業計画を遂行するための総事業費となります。必要最小限の経費を記載してください。

実勢と著しく異なる価格や事業計画と不均衡な高性能・高額な機械設備の購入経費等を計上することはできません。

なお、消費税率は8%として計算してください。

(注2) 「助成対象経費」には、「助成事業に要する経費」から間接経費（消費税、振込手数料、旅費・交通費、通信費、収入印紙代等）を除いたものを記載してください。

(注3) 「助成金交付申請額」とは、助成金の交付を希望する額で、「助成対象経費」に助成率（2/3または1/2）を乗じた金額（千円未満切り捨て、助成限度額以内・助成下限額以上）となります。

5 助成対象経費・助成金交付申請額と一致させてください。  
同額

(2) 資金調達内訳

(単位：円)

区分 (注4)		資金調達金額	調達先 (名称)	備考 (進捗状況等)
内訳	銀行借入金	30,000,000	○○銀行	交渉中
	役員借入金	5,000,000	東京太郎	内諾済み
	自己資金	26,884,000		
	その他借入( )			
合計		(注5) 61,884,000		

(注4) 助成金は完了検査後に交付されます。「資金調達内訳」には助成金が交付されるまでの間の資金調達額等について記載してください。

(注5) 「助成事業に要する経費の合計」と「資金調達金額の合計」が一致するように記載してください。

(3) その他助成対象外経費 (注6) 内訳

(単位：円)

経費項目	内 容	助成事業に要する 経費 (税込) (注7)	積算根拠	備考
工事費	設備設置に係る搬入口拡張	7,000,000	@一式○○円	施工会社○○
年間保守料	3ヶ月毎定期保守料1年分	344,000	@86,000円×4回	消耗品交換含む
合計		(注6) 7,344,000		

(注6) 「(1) 経費区分別内訳」の「その他助成対象外経費」の内容・積算根拠等について簡潔に記載してください。

(注7) 消費税率は8%として計算してください。

## 15 機械設備に係る計画等

### (1) 機械設備一覧表

No	機械設備名称	メーカー名	型番・機種番号	単価(税抜・円) × 数量 = 助成対象経費(税抜・円)にしてください。				設置場所	外貨建金額
				資産の種類	耐用年数	(税抜・円)	数量		
1	溶接機	A 工業株式会社	ABC100	機械装置	10	12,000,000	2	24,000,000	千葉工場
2	溶接ロボット（補助装置含む）	A 工業株式会社	ABD150	機械装置	10	7,000,000	2	14,000,000	千葉工場
3	監視カメラ	B マシナリー	DEF250	器具備品	5	1,350,000	1	1,350,000	東京本社工場
4	データ収集、モニタリング用ソフトウェア	C 機械株式会社	GH1400	ソフトウェア	5	9,500,000	1	9,500,000	東京本社工場
5	制御機器	D 機械株式会社	JKL500	器具備品	5	1,650,000	1	1,650,000	東京本社工場
合計								50,500,000	\$ 15,000- (1 \$ = 110 円)

1 機種ごとに1行使用してください。同機種で設置場所が異なる場合は、行を分けて記載してください。

機械装置、器具備品またはソフトウェアのいずれかを記載してください。

14 事業計画に係る資金計画等（1）経費区分別内訳、助成対象経費の合計と一致させてください。

ソフトウェアの場合は、用途（OOO用等）を記載してください。

(2) 機械設備購入予定先・助成対象期間内（※第4回募集の助成対象期間は、平成31年4月1日～最長平成32年3月31日）です。

NO	機械設備名称	機械設備購入先		相見積先		機械設置年月	支払予定期間	事業終了予定期間
		販売会社名	助成対象経費 (税抜・円)	販売会社名	助成対象経費 (税抜・円)			
1	溶接機	A 工業 株式会社	24,000,000	F 機械販売 株式会社	25,000,000	平成31年 7月	平成32年 1月	平成32年 3月
2	溶接ロボット（補助装置含む）	A 工業 株式会社	14,000,000	F 機械販売 株式会社	15,000,000	平成31年 8月	平成32年 1月	平成32年 2月
3	監視カメラ	D 商事 株式会社	1,350,000	G 商事 株式会社	1,500,000	平成31年 7月	平成31年 9月	平成31年 10月
4	データ収集、モニタリング用ソフト ウエイ	E 商事 株式会社	9,500,000	C 機械 株式会社	10,000,000	平成31年 7月	平成31年 12月	平成31年 1月
5	制御機器	H 工業 株式会社	1,650,700	I 工業 株式会社	1,800,000	平成31年 7月	平成32年 2月	平成32年 3月

(1) 機械設備一覧表のNoと一致させてください。

親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び従業員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社、役員もしくは従業員がコンサルタント契約や技術指導契約をしている会社等）との取引に係る経費は、助成対象にはなりません。

○見積書が整わない場合は、見積限定理由書を提出してください。ただし、「従来からの取引先から購入するため」など、以下の理由によらない場合、申請書類の不備となりますので、ご注意ください。  
理由：オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により、販売経路が限られているため。

## 1.6 事業計画の概要の記載例

### (1) 競争力強化の記載例

当社は、日用雑貨等の出荷業務を行っている物流業である。現在、出荷担当者がピッキングリストを基に保管棚を探しながら出庫作業を行っている。この作業は、目視でピッキングリストの棚番号を確認して進めるため、特に繁忙期では、誤出荷が多々発生し、物流品質の低下を招いていた。

今般、荷主である〇〇〇株式会社から来年度に多数の新製品を販売するため、出荷作業が増大する旨の連絡が入り、納期遅れの発生防止、出荷品質の向上を要望された。このため、荷主の要望事項を売上利益の拡大のチャンスと捉え、今回申請する自動ピッキングシステムの購入を計画している。当該自動ピッキングシステムの購入予定額は〇〇百万円であるが、この機械設備の購入により、作業効率及び出荷品質が向上し、現在の作業単価から〇〇%の削減が見込まれる。また業務量が増大するため利益は〇〇%増加する見込みである。

### (2) 成長産業分野の記載例

当社は、成長産業分野の製品である〇〇に使われる〇〇部品の製造・販売を行っている。この部品は、電気自動車の需要が増加傾向となるなか、業界団体の調査によると年率〇〇%の伸張を予測している。主要取引先からも同様な情報が発信されており当社に対して、品質向上、短納期対応、生産効率化と歩留まり改善によるコスト低減の要求がきている。

しかし当社の生産ラインは〇〇工程がボトルネックとなっており、現状の生産設備では取引先の品質要求を満足させることができず、苦慮している。

このため、更なる発展に向けて〇〇の設備投資〇〇百万円を行い、品質要求に果敢に挑戦する。その結果、売上が〇〇%増加し、純利益も〇%伸張すると考えている。また、生産量の増加に伴い、製造部員の新規雇用を〇名も予定している。

### (3) IoT化の記載例

当社は、航空衛星・自動車・医療・光学・計測機器などの分野に、試作から量産まで幅広く部品の製造供給を行っている。各取引先との関係も良好で、売上も増加傾向である。しかし、多品種・少ロット注文の段取り時間や加工時間の増加により、従業員の時間外労働が増加傾向にあり、このままでは、増産要求に応えられない可能性が出てくる。

そこで、IoT、AIの技術を搭載した〇〇百円の最新機械設備を導入し、生産性の向上に向けた取り組みを行う。設備から収集した生産データを活用し、段取りの改善や加工時間の短縮を図り、作業の効率化に取り組む。増産対応が実現し、売上〇〇%の増加を見込んでおり、純利益も〇%伸張すると考えている。時間外労働の減少等により適切な人員配置が可能になるとともに、新規顧客開拓に取り組むため、営業部門強化に向けた〇名の新規雇用を計画している。

## 17 推奨見積書

- ・1機種につき、2社の見積書を用意してください。  
 (例示) A機種(東京本社1台と千葉工場1台)とB機種(東京本社1台)につき、オプションとまとめて購入する場合  
⇒A機種(東京本社1台と千葉工場1台)に付き2社、B機種(東京本社1台)に付き2社合計4枚の見積書をご用意ください。
- ・機械設備の詳細を把握するため、発注先には以下の①から④のチェック項目を満たした見積書作成を依頼してください。

見積書			
(申請企業) ○○○株式会社 御中			
販売条件 納期 _____ 納品場所 _____			
支払条件 見積有効期限 _____			
品名	単価	数量	金額(円)
A工業㈱社製 溶接機ABC100	**, ***, ***	2	**, ***, ***
内訳 1. 溶接機 ABC100本体	**, ***, ***		チェック③品名 「一式」表記は認められません。
2. 溶接トーチ ABC200	**, ***, ***		詳細が不明の場合、助成対象外となります。
3. トーチケーブル	**, ***, ***		
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
小計			**, ***, ***
値引			- ***, ***
値引後金額			**, ***, ***
搬入費			**, ***
据付費			**, ***
合計(税抜)			**, ***, ***
消費税及び地方消費税			* , ***
購入金額(税込)			**, ***, ***

## 18 見積限定理由書

平成 年 月 日

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
理 事 長 殿

本店住所

名 称

代表者名

実印

## 見積限定理由書

第4回革新的事業展開設備投資支援事業に申請するにあたり、2社見積書の入手が困難な理由について、以下のとおり説明いたします。

※ 2社見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合のみとなります。

NO : 1	機械設備名称 : 溶接機
メーカー名 : A工業株式会社	型番・機種番号 : ABC100

※1社となる理由を詳細に記載してください

- ・ 15 機械設備に係る計画等(1)機械設備一覧表のNO等と一致させてください。
- ・ 1社となる理由を詳細に記載してください。

## 19 小規模企業者に該当することの確認書

申請者区分B（I 競争力強化 小規模企業者）で申請する場合のみ、提出が必要です。

申請者区分A（I 競争力強化 中小企業者）・申請者区分C（II 成長産業分野）・申請者区分D（III IoT・ロボット活用）で申請する場合は提出不要です。

小規模企業者に該当することの確認書

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理 事 長 殿

本店住所

名 称

代表者名

実印

当社（私）は、第4回革新的事業展開設備投資支援事業の助成金の交付を申請するに当たり、基準日現在で以下の通り小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項）に該当することを確認します。

小規模企業者に該当しないことが判明した場合は、助成金交付決定の取り消しの対象となること、既に助成金が交付されている場合には助成金を貴公社に返還すること及びその他貴公社が行う一切の措置について異議を申し立てません。

業種 (大分類)	大分類を記入 小売業
常用従業員数 (労働基準法第20条の規定に基づく 「予め解雇の予告を必要とする者」)	4 人

以上

<参考>

(1) 小規模企業者とは

小規模企業者とは、前記の中小企業者のうち、基準日現在で以下に該当するもの（中小企業基本法第2条第5項）。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業種	常用従業員数
製造業・その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

(2) 常用従業員とは

中小企業基本法上の「常時使用する従業員（常用従業員）」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

正規従業員（a）	人
アルバイト・パート等で予め解雇の予告を必要とする者（b）	人
日日雇い入れられる者で、1ヶ月を超えて引き続き使用される者（c）	人
2ヶ月以内の期間を定めて使用される者で、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った者（d）	人
季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者で、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った者（e）	人
試の使用期間中の者で、14日を超えて引き続き使用されるに至った者（f）	人
常用従業員数（a + b + c + d + e + f）	人

### (3) 業種（大分類）について

業種（大分類）は20種類あります。

業種（大分類）	業種の詳細説明
A 農業、林業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290720.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290720.pdf</a>
B 漁業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290721.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290721.pdf</a>
C 鉱業、採石業、砂利採取業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290722.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290722.pdf</a>
D 建設業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290723.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290723.pdf</a>
E 製造業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf</a>
F 電気・ガス・熱供給業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290725.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290725.pdf</a>
G 情報通信業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290726.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290726.pdf</a>
H 運輸業、郵便業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290727.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290727.pdf</a>
I 卸売業、小売業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf</a>
J 金融業、保険業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290729.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290729.pdf</a>
K 不動産業、物品賃貸業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290730.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290730.pdf</a>
L 学術研究、専門・技術サービス業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290731.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290731.pdf</a>
M 宿泊業、飲食サービス業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290732.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290732.pdf</a>
N 生活関連サービス業、娯楽業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290733.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290733.pdf</a>
O 教育、学習支援業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290734.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290734.pdf</a>
P 医療、福祉	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290735.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290735.pdf</a>
Q 複合サービス事業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290736.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290736.pdf</a>
R サービス業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290737.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290737.pdf</a>
S 公務（他に分類されるものを除く）	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290738.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290738.pdf</a>
T 分類不能の産業	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000290739.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000290739.pdf</a>

※ 業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「当社がどの業種に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる以下のホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいますようお願い申し上げます。

(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

※ また、以下ホームページの「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方などが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000317696.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf))

## 20 日本標準産業分類及び中小企業者の範囲

大分類		中分類	大分類		中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業		J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）	
B 漁業	03 漁業 04 水産養殖業		K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 管理・補助的経済活動を行う事業 71 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） 72 貸家業、貸間業 73 駐車場業 74 不動産管理業 75 物品賃貸業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業		M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・革製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業		N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業		O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業	
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 ※1 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 410 管理・補助的経済活動を行う事業 411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		P 医療、福祉	83 医療業 84 保険衛生	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を除く）		Q 複合サービス事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業 86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）	
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業		R サービス業	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務	
			S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務 98 地方公務	
			T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	

※申請書「1. 申請者の概要」において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「自社が何分類に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる下記ホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいますようお願い申し上げます。

(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

※また、下記「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方などが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000317696.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf))

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の中業種	3億円以下又は300人以下 ※1
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下 ※1
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下又は50人以下

※1 391ソフトウェア業及び392情報処理サービス業は、本助成金では「3億円以下又は300人以下」の扱いとなります